

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

1	胆振東部地震災害復興支援室の設置	1
2	北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部、地方本部の設置	2
(1)	北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部	2
(2)	北海道胆振東部被災地域復旧・復興推進胆振地方本部	6
(3)	現地連絡調整会議	8
3	「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」の策定	9
4	復旧・復興に向けた主な取組	36
(1)	被災地域の復旧・復興に向けた取組	36
(2)	大規模停電に伴う影響への対応	51
5	ロードマップによる復旧・復興に向けた取組の推進管理	57
6	平成30年北海道胆振東部地震災害復旧・復興関連予算	86
7	自治体における復旧・復興計画の策定・推進	93
(1)	厚真町	93
(2)	安平町	95
(3)	むかわ町	95
■	厚真町復旧・復興計画 第1期(令和元年11月策定) 概要版	97
■	厚真町復旧・復興計画 第2期(令和2年4月策定) 概要版	100
■	厚真町復旧・復興計画 第3期(令和3年3月策定) 概要版	103
■	安平町復興まちづくり計画(令和元年12月決定)の概要	106
■	むかわ町復興計画(令和元年7月策定) 概要版	120
(4)	胆振東部3町の復旧・復興計画の推進に係る道の支援	123
8	災害見舞	129
(1)	義援金の受付及び配分	129
(2)	道への災害見舞金	145
(3)	ふるさと納税	145

第4

北海道胆振東部地震災害からの 復旧・復興

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

1 胆振東部地震災害復興支援室の設置

北海道では、発災後、「北海道災害対策本部(事務局：総務部危機対策局危機対策課)」を設置(平成30年9月6日)し、地震災害に関する情報収集や災害応急対策を進めていたが、被災地域における災害復旧の迅速な実施及び地域復興策の総合的な実施による1日も早い被災地域の復興を図るため、平成30年10月1日付けで総合政策部地域創生局内に胆振東部地震災害復興支援室(室長：次長級)を立ち上げた。

発足当時は専任6名・兼任4名の10名体制であり、うち地域復興グループの2名は、胆振総合振興局に在勤し、地域ニーズの把握など道と被災3町、関係機関等との連絡調整にあたることとなった。

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

胆振東部地震災害復興支援室規程を次のように定める。

平成30年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

胆振東部地震災害復興支援室規程

(設置)

第1条 北海道胆振東部地震による災害の復興支援に関する事務を処理させるため、北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)第4条の規定により、総合政策部地域創生局に胆振東部地震災害復興支援室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、北海道胆振東部地震による災害の復興支援についての総合的な企画及び調整に関する事務(他部局の主管に属するものを除く。)とする。

(グループ)

第3条 第1条の規定により設けられた室の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

(室長、参事、主幹及び主査)

第4条 室に室長、参事、主幹及び主査を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 参事は、上司の命を受け、室の事務を整理する。

4 主幹は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

5 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

(専門主任、主任又は主事)

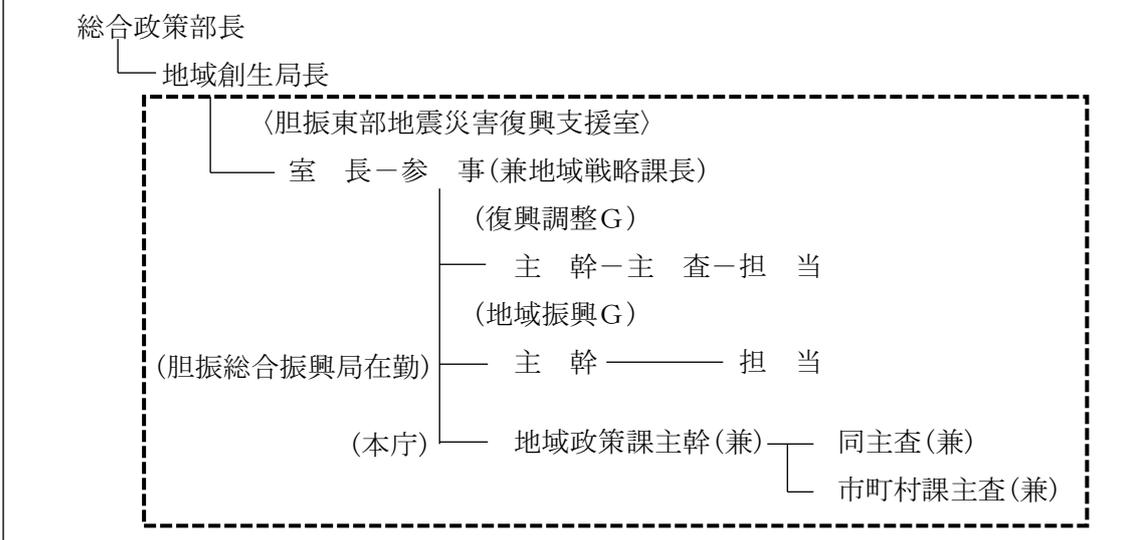
第5条 前条に定めるもののほか、室に専門主任、主任又は主事を置くことができる。
 (専決)

第6条 北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)第4条第2項又は第5条第1項の規定に基づき総合政策部地域創生局長が行う専決に関しては、室長の職務に係る専決事項については、室長が行う。
 2 前項の規定に基づき室長が行う専決に関しては、参事の職務に係る専決事項については、参事が行う。
 (代決)

第7条 室の事務に係る総合政策部地域創生局長の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、室長が行い、総合政策部地域創生局長及び室長がともに不在のときは、参事が行うものとする。
 2 室長の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、参事が行うものとする。
 3 参事の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、参事が指定する主幹が行うものとする。

附 則
 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

[参考] 組織体制(平成30年10月1日現在)



※令和3年3月31日付けで廃止し、地域創生局地域政策課へ業務を移管。

2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部、地方本部の設置

(1) 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部

復旧・復興対策を計画的かつ円滑、迅速に進めるため、被災地域の復旧・復興の

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

推進に関する全般や、関係機関との連絡調整などを所掌する全庁横断的な推進組織として、知事を本部長とする「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」を平成30年11月22日付けで設置した。

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱

1 趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた被災地域の復旧・復興を推進するため、北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

3 組織

- (1) 本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 本部の事務を円滑に進めるため、本部の下に幹事会を設置する。

4 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は、知事をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。

5 会議の招集

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

6 幹事会

- (1) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7 庶務

本部の庶務は、総合政策部地域創生局地域政策課において処理する。

8 地方本部

- (1) 本部の業務を分掌させるため、必要に応じて総合振興局及び振興局に北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。
- (2) 地方本部に地方本部長を置き、総合振興局長または振興局長をもって充てる。
- (3) 地方本部の組織及び運営に関し必要な事項は、3の事項から7の事項までの規定に準じて地方本部長が定める。

9 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成30年11月22日から施行する。

この設置要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この設置要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この設置要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この設置要綱は、令和3年8月13日から施行する。

この設置要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部員名簿(R4.4.1現在)

役 職	所 属 ・ 職
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	総務部長 総務部職員監 総務部危機管理監 総合政策部長 総合政策部知事室長 総合政策部次世代社会戦略監 総合政策部地域振興監 総合政策部交通企画監 環境生活部長 環境生活部ゼロカーボン推進監 環境生活部アイヌ政策監 保健福祉部長 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監 保健福祉部少子高齢化対策監 経済部長 経済部観光振興監 経済部食産業振興監 農政部長 農政部食の安全推進監

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

水産林務部長 建設部長 建設部建築企画監 会計管理者 各（総合）振興局長 東京事務所長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長
--

別表2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部幹事会名簿(R4.4.1現在)

役職	所属・職
代表幹事	総合政策部地域創生局長
幹事	総務部総務課長 総務部人事局人事課長 総務部財政局財政課長 総務部危機対策局危機対策課長 総合政策部総務課長 総合政策部政策局参事 総合政策部地域創生局地域戦略課長 総合政策部地域創生局地域政策課長兼胆振東部地震災害復興支援担当課長 総合政策部地域行政局市町村課長 総合政策部交通政策局交通企画課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課政策調整担当課長 経済部経済企画局経済企画課長 経済部観光局観光振興課長 農政部農政課長 水産林務部総務課企画調整担当課長 建設部建設政策局建設政策課長 出納局総務課長 各（総合）振興局地域創生部長 東京事務所行政課長 企業局総務課長 道立病院局病院経営課長 教育庁総務政策局教育政策課長 警察本部総務部総務課長

○ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部の開催状況

開催回	開催年月日	開催方法	議 題
第1回	H30. 11. 22	単独	・北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部の設置について ・被害状況、避難所の状況等について ・北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興対策について ・復旧・復興に向けた取組状況について ・地方本部からの報告について ・今後の推進管理について

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

開催回	開催年月日	開催方法	議 題
第2回	H30. 12. 28	庁議	・北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興対策について ・平成30年北海道胆振東部地震による被害状況等について ・平成30年北海道胆振東部地震被災地域の復旧・復興に向けて(案) ・北海道胆振東部地震における復旧・復興に向けた取組状況(ロードマップ)について
第3回	H31. 2. 8	単独	・被害状況等について ・平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針(案)について ・復旧・復興に向けた取組状況について
第4回	H31. 3. 19	書面	・平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針(案)について
第5回	R元. 9. 6	庁議	・北海道胆振東部地震被災地域の復旧・復興に向けた取組状況等について
第6回	R2. 9. 4	単独	・北海道胆振東部地震被災地期の復旧・復興に向けた取組状況等について
第7回	R3. 9. 3	書面	・北海道胆振東部地震被災地期の復旧・復興に向けた取組状況等について

(2) 北海道胆振東部被災地域復旧・復興推進胆振地方本部

特に管内の被害が大きかった胆振総合振興局では、局長を本部長、副局長を副本部長、各部長を本部員とする「北海道胆振東部被災地域復旧・復興推進胆振地方本部」を「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」と同日(平成30年11月22日)に設置した。

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部設置要綱

1 趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興を推進するため、「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱(平成30年11月22日策定)」第8項第1号に基づき、胆振総合振興局に地方本部を設置する。

2 所掌事項

地方本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

3 組織

- (1) 地方本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(2) 地方本部の事務を円滑に進めるため、地方本部の下に幹事会を設置する。

4 地方本部長及び副地方本部長

- (1) 地方本部長は、胆振総合振興局長をもって充てる。
- (2) 地方本部長は、地方本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副地方本部長は、副局長をもって充て、地方本部長を補佐する。

5 会議の招集

- (1) 地方本部の会議は、地方本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 地方本部長は、必要に応じ、地方本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

6 幹事会

- (1) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、地方本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、地域創生部長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7 庶務

地方本部の庶務は、胆振総合振興局いぶりONE復興プロジェクト推進室（地域創生部地域政策課）において処理する。

8 雑則

この要綱に定めるもののほか、地方本部の運営に必要な事項は、地方本部長が定める。

附 則

この設置要領は、平成30年11月22日から施行する。

別表1 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部員名簿

役 職	所 属 ・ 職
地方本部長	総合振興局長
副地方本部長	副局長(地域創生部・保健環境部・産業振興部担当) 副局長(建設管理部担当)
地方本部員	地域創生部長 保健環境部長 保健環境部くらし・子育て担当部長 保健環境部苫小牧地域保健室長 産業振興部長 産業振興部地域産業担当部長 森林室長

室蘭建設管理部長 室蘭建設管理部事業室長 胆振教育局長 胆振教育局次長
--

別表2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興胆振地方本部幹事会名簿

役 職	所 属 ・ 職
代表幹事	地域創生部長
幹事	総務課長 地域創生部地域政策課長、主幹 保健環境部保健行政室企画総務課長 保健環境部社会福祉課長 保健環境部環境生活課長 保健環境部苫小牧地域保健室企画総務課長 産業振興部商工労働観光課長 産業振興部農務課長 産業振興部農村振興課長 産業振興部林務課長 産業振興部水産課長 室蘭建設管理部建設行政室建設指導課長 室蘭建設管理部事業室地域調整課長 総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室主幹 (胆振在勤)

○ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部の開催状況

開催回	開催年月日	議 題
第1回	H30. 11. 22	・胆振地方本部設置要綱 ・いぶりONE復興プロジェクト推進室の設置 ・苫小牧サテライトオフィスの設置

(3) 現地連絡調整会議

胆振東部地震災害による被災地域の円滑な事務を推進するため、被災3町(厚真町、安平町、むかわ町)、国及び道の担当者を構成員とする現地(胆振)に設置された会議。

刻々と変化する被災地域の実情やニーズを的確に把握し、被災地域の1日も早い復興とその先の地域創生を目指して、時機を捉えながら開催している。

○ 現地連絡調整会議の開催状況

開催回	開催年月日	議 題
第1回	H30. 11. 9	・道及び胆振総合振興局における推進体制について ・災害に係る財政支援措置について ・北海道災害弔慰金及び北海道住宅被害に係る見舞金等の支給について ・職員派遣要望における検討状況について
第2回	H30. 11. 29	・国土交通省における各種補助事業について ・北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部の設置について ・災害救助法に基づく求償事務について
第3回	H31. 1. 10	・平成30年北海道胆振東部地震被災地域の復旧・復興に向けて

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

開催回	開催年月日	議 題
		・北海道胆振東部地震災害に伴う国等への要望について
第4回	H31. 1. 24	・平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針(素案)について ・赤れんが・地域応援シニアバンクについて
第5回	H31. 3. 28	・平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針について ・地方分権改革に関する提案募集について
第6回	R元. 6. 7	・胆振東部地震災害復興支援室の体制について ・地方分権改革に関する提案募集(災害公営住宅の要件緩和)について ・北海道開発局室蘭開発建設部からの情報提供について
第7回	R元. 11. 29	・北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組について ・災害公営住宅の整備に係る今後の見通しについて ・地方分権改革に関する提案募集について ・第44回全国育樹祭について ・復興計画の策定状況等について
第8回	R2. 7. 15	・報道機関向け北海道胆振東部地震災害復旧工事現場視察会について ・全国育樹祭関係業務について ・恒久的な住まいの確保に向けた各町の状況等について
第9回	R3. 3. 23	・災害復旧工事の進捗状況等について ・復興計画等の推進状況等について
第10回	R4. 3. 17	・災害復旧工事の進捗状況等について ・復興計画等の推進状況等について

3 「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」の策定

被災地域では、住まいや暮らしの再建と地域産業の振興が喫緊の課題となっていたことから、「住まい・暮らし」や「仕事」などに係る不安を払拭し、地域創生の実現に向けた流れを再び軌道に乗せ、地域の更なる発展へとつなげていくため、地元と共に進める中長期の視点に立った復旧・復興対策が求められていた。

このため、道では、復旧・復興に向けた基本的な考え方や取組方向、復旧・復興対策などを地域と共有しながら、国や関係機関、団体等と連携し、中長期の視点に立った取組を推進することを目的に「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」を平成31年3月22日付けで策定した。

○ 平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針(平成31年3月 北海道)
 ~復興とその先の地域創生を目指して~

I 平成30年北海道胆振東部地震について

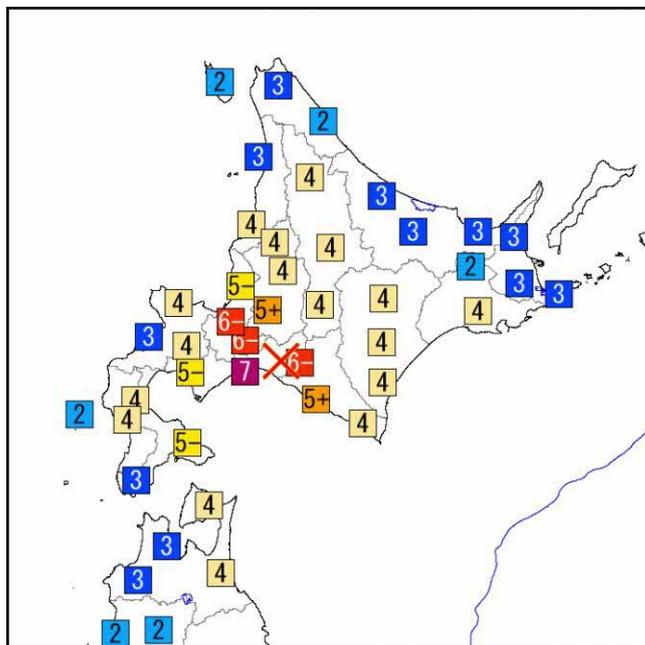
1 平成30年北海道胆振東部地震の概要

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部の深さ37キロメートルを震源とするマグニチュード6.7、北海道内で観測史上初めてとなる最大震度7を観測する地震が発生しました。この地震の発生以降、地震活動が活発となり、平成31年3月6日までに最大震度6弱の地震が1回、最大震度5弱の地震が2回、最大震度4の地震が21回発生しました。

【平成30年北海道胆振東部地震（最大の地震）の概要】

発生日時	平成30年9月6日 午前3時7分	
震央地名 ^{*1}	胆振地方中東部	
地震の規模	マグニチュード6.7	
震度6弱以上を 観測した自治体	震度7	厚真町
	震度6強	安平町、むかわ町
	震度6弱	札幌市東区、千歳市、日高町、平取町

【震度分布図（地域震度）】



(出典：気象庁)

*1 震央：震源の真上にあたる地表の地点

2 道内における被災状況

平成30年北海道胆振東部地震は、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など全道各地に甚大な被害と多大な影響をもたらしました。

この地震災害により、尊い命が失われ、多くの道民が避難生活を余儀なくされました。

(1) 人的被害

地震に伴う土砂災害や多数の家屋倒壊等により、死者42名、負傷者782名の人的被害が発生しました。

また、地震による直接的な被害に加え、道内全域に及ぶ停電の影響もあり、最大128の市町村で768箇所の避難所が開設され、16,649名（各避難所の最大避難人員の合計）の方が避難を余儀なくされました。なお、12月21日には全ての避難所が閉鎖されています。

(2) 住家被害

住家被害については、平成31年3月6日時点で、全壊469棟、半壊1,630棟、一部損壊12,298棟が判明しています。住家被害の約9割以上が札幌市、北広島市、厚真町、安平町、むかわ町、日高町の6市町で発生しています。

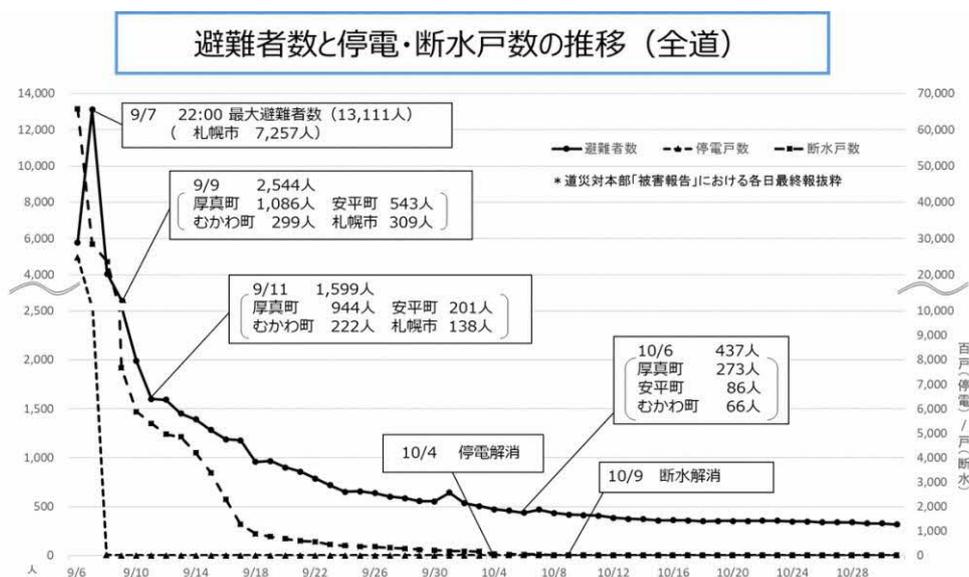
また、宅地においては、地盤の亀裂や陥没などが発生したほか、液状化による被害も確認されています。

(3) ライフライン被害

道内全域の295万戸で停電が発生し、信号機の機能停止等によりバス等の車両の運行に支障が生じたほか、鉄道や空港などの交通機関にも広く運休・欠航等が生じるなど、道民の生活に甚大な影響をもたらしました。なお、道内のほぼ全域での停電が復旧した後も、平常時よりも1割から2割程度の節電が必要となりました。

また、断水は、地震に伴う水道管路や浄水施設等の破損により7市町24,826戸で、停電による送・配水ポンプの停止等により39市町村43,509戸で発生しました。特に、厚真町の富里浄水場は、8月に稼働を開始した直後でしたが、裏山の大規模な土砂崩れにより、今もなお浄水場の機能が停止しています。

さらに、ガソリン等の燃料供給は、停電による影響から営業ができないガソリンスタンドが多数発生したため、病院や通信設備などの重要インフラで非常用発電機の燃料が不足する事態も起きました。



(出典：北海道調べ)

(4) 医療機関被害

道内に34機関ある災害拠点病院^{*1}では、停電の中でも自家発電機等から電源を確保し、医療機能を発揮しましたが、約900機関あるその他の医療機関では、停電の影響を受け、医療機能の維持に少なからず影響が生じました。また、透析実施医療機関においては、一部機関で透析の実施が困難になったため、患者の受入れ等の調整が行われました。

(5) 社会福祉施設被害

社会福祉施設では、震源に近い胆振地方や日高地方を中心に114施設で建物や設備の破損などの被害が発生しました。特に、厚真町、安平町の高齢者施設及び障がい者施設では、地盤沈下等による本体施設の傾斜・亀裂、スプリンクラーの破損による浸水などにより、入所者全員が別の社会福祉施設等への一時退避の後、福祉仮設住宅^{*2}での生活を送っています。

(6) 公共土木施設等被害

公共土木施設等では、道路336箇所、河川99箇所、橋梁22箇所など、計529箇所です砂崩れや路面陥没などが発生しました。

また、停電の影響もあり、最大で国道4路線4区間、道道14路線20区間、

*1 災害拠点病院：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、広域搬送への対応機能、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための施設

*2 福祉仮設住宅：高齢者や障がい者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、そうした方々が利用しやすい構造及び設備を有する災害救助法に基づく応急仮設住宅

高速道路4路線6区間が通行止めとなりましたが、平成31年3月6日時点で、引き続き通行止めとなっている道路は道道2路線2区間のみとなっています。

(7) 文教施設被害

道内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校*1などでは、発災当日の9月6日に、地震や停電の影響により、9割を超える1,891校で休校となりました。

また、震源に近く揺れの大きかった市町村を中心に、校舎や体育館などの内外壁のひび割れや亀裂、天井材・照明の落下などの被害が発生したほか、グラウンドや屋外プールなどでも被害が発生し、教育活動に支障が生じています。特に被害の大きかった安平町立早来中学校では、校舎・体育館が使用できなくなったため、仮設校舎での教育活動を余儀なくされています。

(8) 公共交通機関被害

鉄道・軌道は、道内全域が停電したことなどにより、JRの在来線、新幹線ともに全面運休となりましたが、9月7日に一部運行が再開され、平成31年2月28日現在は通常運行（室蘭線及び日高線の一部は補修した路盤が固まるまで徐行運転）となっています。

空港は、9月6日に新千歳空港を発着する国内線・国際線が全便欠航となりましたが、9月7日には国内線が、8日には国際線がそれぞれ運航を再開し、通常運航となっています。

バスは、停電による信号機の機能停止等を受け、一般路線・都市間ともに主要バス事業者のほぼ全線が運休しましたが、9月8日にはほぼ通常運行となりました。

海上交通は、フェリー航路がほぼ通常運航であった一方、苫小牧港の国際コンテナターミナルが液状化などにより閉鎖となりましたが、9月11日に稼働を再開しました。

(9) 農林水産業被害

農林水産業では、農地への土砂堆積や用水路等の損壊が301箇所が発生し、水稲やデントコーン、ハスカップの樹体に被害が生じたほか、農業協同組合の共同利用施設で51件、農業者の営農施設で2,201件、漁港施設で

*1 特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校

15箇所、林地・治山施設で187箇所、林道施設で323箇所の損壊等が確認されました。

また、道内全域の停電により、生乳や鶏卵など23,437トンの畜産物の損失が生じたほか、馬鈴しょ、かぼちゃなど353トンの収穫物やきのこ類、水産冷凍品の廃棄なども発生しました。

(10) 商工業被害

商工業では、建物・設備や工業用水道施設などの損壊といった被害が生じたほか、停電のため商品や原材料等の廃棄を余儀なくされました。

(11) 観光被害

観光では、宿泊施設や道の駅などの観光施設の損壊等が266件、中止や一部中止となったイベントが39件確認されたほか、宿泊施設や観光・体験施設などでキャンセルが相次ぎました。

また、発災直後には、宿泊場所を確保できない観光客が、空港や駅、観光地等に滞留したため、札幌市内においては、道や札幌市が観光客向けの避難所を開設しました。

(12) 文化財被害

文化財では、札幌市にある重要文化財「北大第二農場」の一部損傷、函館市にある特別史跡「五稜郭跡」の石垣一部崩落、安平町指定文化財「石倉」の倒壊、むかわ町にある歴史的建造物「旧布施旅館」の損壊など、道内各地で被害が確認されています。

(13) 被害額等

被害額（国の直轄事業分を除く。）は、平成31年3月6日時点で、地震に起因する公共土木施設等や林地・治山施設などが約1,485億円、停電に起因する商業被害や畜産物被害などが約163億円で、被害総額は約1,648億円と推計されています。

これは、平成5年に発生した北海道南西沖地震の被害額（約1,323億円）を上回っています。

また、停電により営業（操業）を取りやめたことによる売上げ（出荷）への影響額は推計で約1,318億円、宿泊施設等のキャンセルによる影響額は約165億円、宿泊施設のキャンセル数を基に推計した交通費や飲食・土産物消費などを含めた観光消費への影響額は約356億円となっています。

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

【平成30年北海道胆振東部地震（最大の地震）被害等の状況（平成31年3月6日現在）】

区 分		内 容
人的 被害	死者	42名 (市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、 災害が原因で死亡したと認められた1名を含む)
	負傷者	782名
住家 被害	全壊	469棟
	半壊	1,630棟
	一部損壊	12,298棟
住民 避難	避難所数（最大）	128市町村、768箇所
	避難者数（累計）	16,649名
※ 最 大 時	道路	通行止め 国 道：4路線4区間 道 道：14路線20区間 高速道路：4路線6区間
	鉄道	在来線・新幹線 全面運休
	空港	新千歳：国内線・国際線 全便欠航 その他：一部欠航
	電気	停電 295万戸（道内全域）
	水道	施設被害による断水 7市町 24,826戸 停電による断水 ※給水装置による影響分は含まない。 39市町村 43,509戸

(出典：北海道調べ)

【平成30年北海道胆振東部地震（最大の地震）被害額（平成31年3月6日現在）】

（単位：百万円）

区 分	被害額		
	地震関係	停電関係	計
商工業等被害	11,995	13,556	25,551
農業・畜産等被害	15,439	2,486	17,925
水産被害	406	12	418
林業被害	50,894	209	51,103
公共土木施設等被害	47,489	-	47,489
各種施設等被害	22,250	24	22,274
合計	148,473	16,287	164,760

（出典：北海道調べ）

※国の直轄事業分を除く。

【平成30年北海道胆振東部地震（最大の地震）影響額（平成31年3月6日現在）】

（単位：百万円）

区分	影響額	被害の概要										
停電による売上（出荷）影響額	131,820	停電により営業（操業）を取りやめたことによる売上げ（出荷）への影響額を推計。										
商業	98,628											
工業	33,192											
宿泊施設等のキャンセルによる影響額	16,498	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>14,027</td> </tr> <tr> <td>観光・体験施設</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>フェリー・遊覧船</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>観光バス</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>レンタカー</td> <td>703</td> </tr> </table>	宿泊施設	14,027	観光・体験施設	920	フェリー・遊覧船	53	観光バス	795	レンタカー	703
宿泊施設	14,027											
観光・体験施設	920											
フェリー・遊覧船	53											
観光バス	795											
レンタカー	703											
観光消費への影響額	35,600	宿泊施設のキャンセル数を基に、交通費や飲食・土産物消費などを含めた、観光消費の影響額を推計。										

（出典：北海道及び観光被害対策連絡会調べ）

II 被災地域の復旧・復興に向けて

1 基本的な考え方

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多数の方々が負傷されました。

大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、広範かつ多大な影響が生じ、特に大きな被害を受けた被災地域では、住まいや暮らしの再建と地域産業の復興を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした中、一日も早い復旧・復興を実現するためには、安全・安心で住み続けられる、災害に強い、より強靱な北海道づくりなど、将来を見据えた計画的な取組を推進し、「住まい・暮らし」や「仕事」等に係る不安を払拭することにより、地域創生の実現に向けた流れを再び軌道に乗せ、地域の更なる発展へとつなげていくことが求められています。

この方針は、今後の北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた基本的な考え方や取組方向をお示しするとともに、地元と共に進める復旧・復興対策を取りまとめたものであり、道としては、これらを地域と共有しながら、国や関係機関・団体等と連携し、中長期の視点に立った取組を全庁一丸となって推進します。

2 復旧・復興対策の取組方向

今回の地震では、土砂災害や家屋の倒壊など、地震による直接的な被害と、道内全域に及んだ大規模停電によるライフラインの寸断や産業被害などが複合的に生じ、全道各地に大きな影響を及ぼすこととなりました。

このため、本道の本格的な復旧・復興に向けては、次に示すとおり、地震の直接的な被害を受けた「被災地域の復旧・復興に向けた取組」と「大規模停電等に伴う影響への対応」という2つの柱立てにより、今後の取組方向を明確にした上で、具体的な施策を展開します。

(1) 被災地域の復旧・復興に向けた取組

被災された方々が一日も早く元の生活を取り戻すためには、「住まい・暮らし」や「仕事」といった生活・産業基盤の再建を図ることが急務であり、住宅再建に向けた支援や道路・河川などの公共土木施設等の復旧、さらには、被災農林漁業者等の施設復旧への支援などを通じた地域産業の復興など、将来にわたって安心して暮らすことができる環境整備に向けて、次に掲げる3つの項目を今後の取組方向とし、関連施策の迅速かつ効果的な推進を図ります。

ア 住まい・暮らしの速やかな再建

道ではこれまで、一般的な応急仮設住宅に加えて、被災地域の意向等を踏まえ、トレーラーハウスや福祉仮設住宅を整備するとともに、災害

廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた広域的な調整を実施するなど、災害応急対策を迅速に進めてきました。

今後とも被災者に寄り添いながら、恒久的な住まいの確保や再建に取り組むとともに、国等の様々な支援制度を活用し、被災者のくらしの再建に向けた切れ目のない取組を行います。

また、被災者が安心して健康的に暮らせるよう、心身の健康管理をはじめ、日常生活に欠かせない保健・医療・福祉、教育環境の回復に向け、地元と一体となった取組を推進します。

イ ライフラインやインフラの本格的な復旧

今回の地震では、大規模な山腹崩壊や土砂流出による影響が道路や河川、農地等の産業基盤など広範囲に及び、かつ複合的なものとなっています。

このため、公共土木施設等の復旧に当たっては、庁内関係部局はもとより、国や関係機関との密接な連携の下、準備の整った箇所から順次、災害復旧事業に着手するとともに、被災自治体への職員派遣や、道が一体的に施工することにより効率化が図られる箇所については、町の災害復旧工事等を受託するなど、迅速かつ効率的な事業の実施を図ります。

加えて、液状化などの被害を受けた港湾施設についても、国などと連携を図りながら、早期復旧に取り組めます。

また、浄水場や生活に欠かせないライフラインについては、国や被災自治体と連携・調整を図りながら、施設の速やかな復旧を推進するとともに、今後の災害を防止するための強靱化対策にも取り組めます。

ウ 地域産業の持続的な振興

農林水産業においては、被災した施設等の災害査定を迅速に実施し、復旧工事に着手するとともに、国や関係町、森林組合、試験研究機関などで構成する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議^{*1}」において取りまとめる対応方針に基づき、森林の造成や計画的な治山事業などの実施により、森林の再生を進めるとともに、被害木の有効活用に取り組めます。

今後とも様々な支援制度を活用しながら、速やかな復旧工事の実施や経営再建に必要な環境整備、産地の収益力の強化など、地域の農林水産業の再生に取り組めます。

また、商工業や観光業においては、地域活力の再生を目指して、関係

*1 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議：平成30年北海道胆振東部地震による森林被害を早期に復旧し地域林業の復興を図るため、関係機関で林業被害等の状況について情報共有するとともに、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討を行い実施することを目的として設置された会議

機関と連携しながら、きめ細かな支援を通じた中小企業等の経営基盤の回復や経営体質の強化を図るとともに、集中的なプロモーションなどを通じて、被災地域の賑わいの創出に取り組むなど、地域産業の持続的な振興を図ります。

(2) 大規模停電等に伴う影響への対応

地震発生後の大規模停電等により、道内観光地において宿泊客の大量キャンセルが発生するなど、食や観光をはじめ、本道経済に極めて大きな影響が生じていることから、次に掲げる2つの項目を今後の取組方向とし、食と観光の需要回復や中小企業等の経営再建に向けた支援など、本道経済の確かな成長につなげる取組や、エネルギー供給の強靱化に向けた取組を積極的に展開します。

ア 食と観光の早急な需要回復

食や観光の影響への対応として、これまで、SNS^{*1}などを活用し、北海道の元気な姿を広く国内外へ発信するとともに、「北海道ふっこう割^{*2}」による集中的な需要喚起などに取り組んでおり、今後とも本道経済の持続的な回復・発展を図るため、道産品の販路拡大や国際路線の誘致、集中的な観光プロモーションの展開など、本道の強みである食や観光を活かした取組を重点的に実施します。

イ 大規模停電等による産業被害への対応

地震からの迅速な経済復興を目的に設置された「緊急経済対策官民連携協議会^{*3}」の下、経営再建に向けた相談や資金貸付などの支援に取り組んできましたが、今後とも本道経済を確かな成長軌道に乗せるため、関係機関と連携しながら、中小企業等の産業基盤の回復と経営再建に向けた取組などを展開します。

また、今回の大規模停電の経験などを教訓とし、中小企業の経営基盤を強化するとともに、エネルギー供給等の強靱化に向けて、非常用電源の確保や新エネルギーの地産地消に向けた取組などを推進するほか、北本連系設備^{*4}など電力基盤の増強や効率的な運用が図られるよう引き続き国等に要望します。

*1 SNS：フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどの総称

*2 北海道ふっこう割：道内、国内、海外の旅行者を対象とした旅行商品や宿泊料金の割引券を発売し、観光需要を喚起するための旅行割引制度

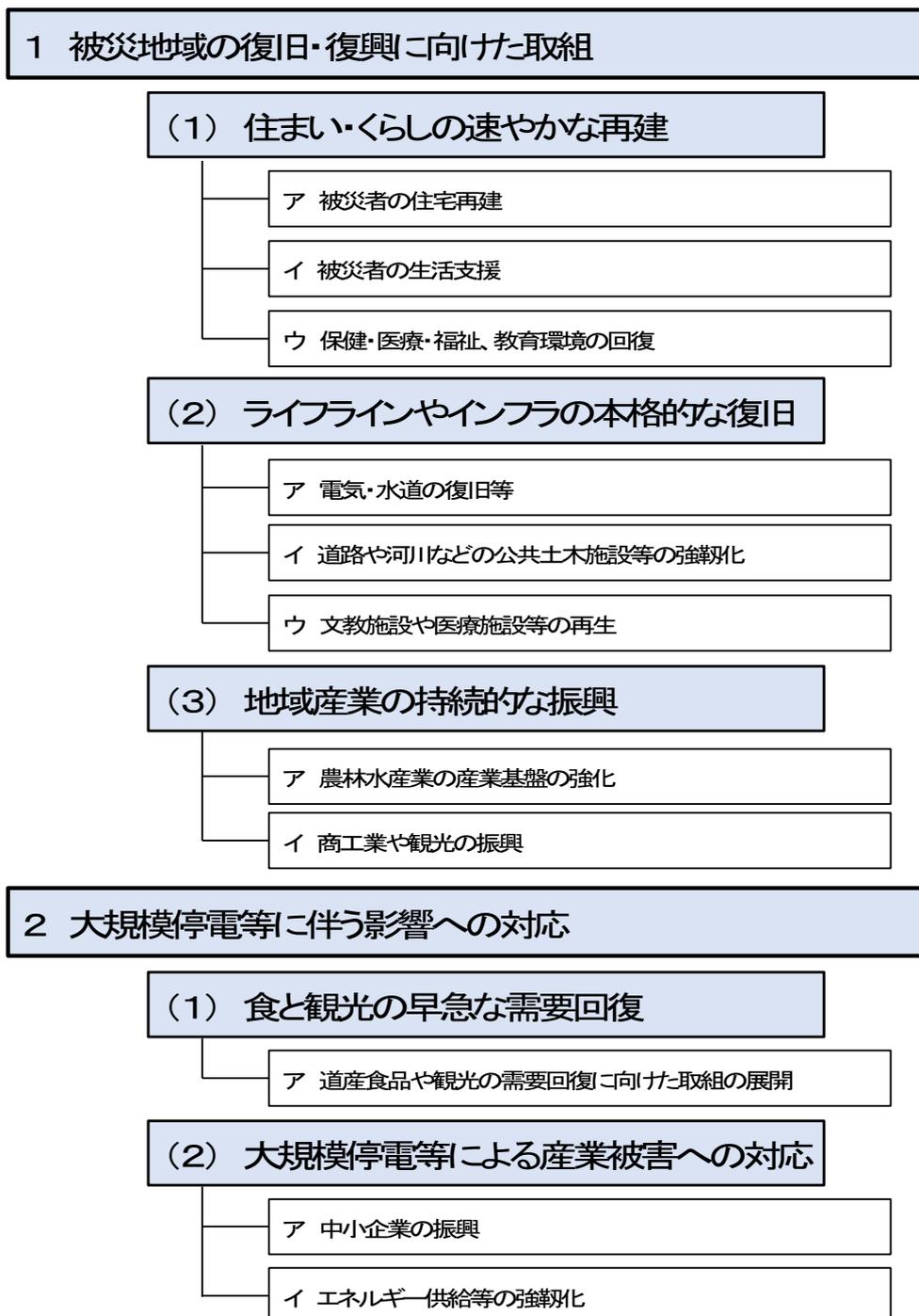
*3 緊急経済対策官民連携協議会：平成30年北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済の復興に向け、観光事業者や中小企業、農林漁業者等の活動を支援するため、広範な関係主要機関の代表者が一堂に会し、連携・意見交換する場として設置された協議会

*4 北本連系設備：北海道と本州を結ぶ電力連系設備

Ⅲ 取組方向に基づく主な復旧・復興施策

取組方向に基づく復旧・復興施策は、今後、地域のニーズを把握しながら、必要な取組を継続的に検討し、「Ⅴ 復旧・復興対策のフォローアップ」に記載するロードマップに反映していきます。

(施策体系図)



1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

ア 被災者の住宅再建

【主な取組】

- ① 生活基盤に著しい被害を受けた被災者の住宅の確保・再建に向けて、被災者生活再建支援制度^{*1}に基づく支援金が円滑に支給されるよう関係機関と連携し取り組むとともに、建築関係団体と連携し、住宅の復旧・再建に向けた相談に対応するなど、被災者の実情に応じた取組を推進します。
- ② 復興に向けたまちづくりを進める中で、高齢化や職業の多様化、コミュニティ機能の状況などを踏まえ、被災者の暮らし方に配慮しながら、自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、低廉な家賃の災害公営住宅^{*2}等の整備に向けた支援について、被災市町村と連携しながら、恒久的な住まいを着実に確保できるよう取り組みます。
- ③ 住民の生命等を災害から保護するため、被災市町村と連携しながら、住民の意向など地域の実情に即した住宅の再建が図られるよう、集団的な移転の実施を含め、総合的に検討します。

取組	H30年度							H31年度							事業完了予定			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	1	2
① 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給	支給申請書等必要書類の進達・支給決定通知の送付、被災者等に対する必要な助言等																	H33年度以降
① 住宅の復旧・再建に向けた相談対応等	相談会の実施	建築関係団体との連携による住宅の復旧・再建に向けた相談への対応																未定 ※被災者の状況に応じて対応
② 応急仮設住宅の供与等	応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅の管理運営															H33.6	
② 道営住宅の供与	道営住宅の供与																	H31.10
② 災害公営住宅の建設	災害公営住宅整備事業(事業主体:厚真町)							整備の検討、整備計画書の作成・提出	国査定	設計、建設工事(予定)							H32年度	
③ 被災者の集団移転等の検討	被災者の集団的な移転を含めた検討																	未定

*1 被災者生活再建支援制度：自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度

*2 災害公営住宅：災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸する公営住宅

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

イ 被災者の生活支援

【主な取組】

- ① 被災者のくらしの安定が速やかに図られるよう、北海道災害義援金配分委員会^{*1}を通じて、災害義援金を適切かつ円滑に配分します。
- ② 経済的に困窮した被災者に対しては、相談対応を行いながら、被災者の生業や就労の回復、世帯構成や住宅環境などを考慮しつつ、生活の再建が速やかに実現するよう、生活福祉資金貸付制度^{*2}の適切な運用に取り組みます。
- ③ 住民の安全・安心なくらしを早期に確保するため、市町村が行う膨大な災害廃棄物^{*3}の処理が円滑かつ迅速に進むよう、国などと連携しながら支援を行います。

取組	H30年度						H31年度						事業完了予定						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3
① 災害義援金の受付・配分	災害義援金の配分対象の把握及び配分											H31.11							
② 生活福祉資金等の貸付け	貸付けに係る相談対応・貸付手続			償還等の債権管理															H36.3
③ 災害廃棄物の処理	災害廃棄物処理に係る市町村支援(助言等) ※一部は堆積土砂排除事業と併せて実施																	H33.3	

*1 北海道災害義援金配分委員会：災害による被災者を救援するため、北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とした委員会

*2 生活福祉資金貸付制度：低所得者や高齢者、障がい者の経済的自立や生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度

*3 災害廃棄物：地震や風水害等の自然災害により発生した廃棄物

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(1) 住まい・くらしの速やかな再建
ウ 保健・医療・福祉、教育環境の回復

【主な取組】

- ① 被災者が安心して健康的な生活を送ることができるよう、被災市町村や関係機関と連携しながら、相談対応や訪問指導を行い、被災者に寄り添った長期的なケアに取り組みます。
あわせて、健康づくりや介護・閉じこもり予防の支援活動を行います。
- ② 被災地における児童・生徒に対する教育が適切かつ円滑に実施されるよう、被災した子どもたち等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、スクールカウンセラー^{*1}やスクール・サポート・スタッフ^{*2}を派遣します。
- ③ 被災した児童生徒等の就学の機会を確保するため、高等学校の授業料の免除や小中学校等における学用品費の支給など、市町村や関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
① 被災者のケア	心のケアチーム等の派遣(道、関係機関)						被災町の取組に対する支援(道、関係機関)									未定 ※被災者の状況に応じて対応			
② 教員の加配	教員の加配措置																		H32.3
② スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の心のケアに関する支援(スクールカウンセラーの派遣等)																		未定 ※被災者の状況に応じて対応
② スクール・サポート・スタッフの配置	スクール・サポート・スタッフの配置																		未定 ※被災者の状況に応じて対応
③ 児童生徒等の就学機会の確保	高等学校の授業料の免除、就学に必要な学用品費等の支給に対する支援																		未定 ※被災者の状況に応じて対応

*1 スクールカウンセラー：学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家

*2 スクール・サポート・スタッフ：教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷など教員に代わって行うサポートスタッフ

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧
ア 電気・水道の復旧等

- 【主な取組】**
- ① 電力の安定供給のため、被災した道営電気事業用施設の早期の復旧を図ります。
 - ② 工業用水の安定供給のため、長時間の停電にも対応できるよう施設の強化対策（貯油タンク）に取り組みます。
 また、今後の災害を防止するため、耐震化対策（配水管等）にも取り組みます。
 - ③ 土砂に埋没している厚真町富里浄水場の早期の復旧に向け、急傾斜地崩壊対策事業により、当該施設裏山の残留土塊を除去するとともに、厚真町が実施する復旧工事が円滑に進むよう、国等との調整を図ります。

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
① 水力発電施設の復旧	滝の上発電所						調査設計									H31.12			
	川端発電所						復旧工事												
							復旧工事												
② 工業用水道施設の復旧等	災害復旧事業(苫小牧地区)															H32.3			
	復旧工事						強靱化・耐震化対策												
	調査設計						停電対策・配水管改修工事												
③ 厚真町富里浄水場の復旧	災害関連緊急事業(急傾斜地崩壊対策事業)(事業主体:北海道)																		H32.3
	国と協議・申請		調査設計等		工事用道路 残留土塊除去				斜面对策工事										
	水道施設災害復旧事業(事業主体:町)																		
	被災調査・調査設計等						復旧工事												

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧
イ 道路や河川などの公共土木施設等の強靱化

【主な取組】

① 住民の安全・安心な暮らしを早期に確保するため、地震により被災した道路、河川、橋梁、港湾、公園、公営住宅などの公共土木施設等について、関係機関等と協議・調整を行い、準備が整った箇所から順次、災害復旧に取り組むほか、厚真町日高幌内川の災害復旧工事においては、国や町、庁内関係各部が連携し、地すべり対策として農地等に堆積した土砂を活用していきます。

また、原形復旧に加え、今後の災害を防止するため、施設を新設するなど、強靱化対策にも取り組みます。

さらに、被災市町村における災害復旧事業が円滑に進むよう、職員の派遣を継続するほか、道が一体的に施工することにより、効率化が図られる箇所について町の災害復旧工事等を受託します。

取組	H30年度						H31年度						事業完了予定					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2
① 公共土木施設等の復旧	災害復旧事業(河川)(事業主体:北海道・市町村)																	
	災害査定			復旧工事												H33.3		
	道による町の復旧工事の受託(厚真町の一部)																	
	災害復旧事業(道路・橋梁)(事業主体:北海道・市町村)																	
	災害査定			復旧工事												H33.3		
	道による町の復旧工事の受託(厚真町の一部)																	
	災害復旧事業(その他(下水道、公園、公営住宅))(事業主体:北海道・市町村)																	
	災害査定			復旧工事												H33.3		
	災害関連緊急事業(砂防・急傾斜地崩壊対策)(事業主体:国・北海道)																	
	国との協議・申請		調査設計等		残留土塊除去・砂防工事・斜面对策工事												H32.3	
堆積土砂排除事業、土砂排除に伴う廃棄物除去(事業主体:市町村)																		
被災調査・調査設計等			災害査定		堆積土砂排除・土砂排除に伴う廃棄物除去												H33.3	
道による町の復旧工事の受託(厚真町の一部)																		
① 港湾施設の復旧	災害復旧事業(港湾)(事業主体:国・一部事務組合)																	
	災害査定			復旧工事												H32.3		

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧
ウ 文教施設や医療施設等の再生

【主な取組】

① 学校施設や医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの公共施設の復旧を支援するとともに、災害時の避難場所等の拠点として、各施設管理者による耐震化や防災対策を促進します。

② 地域の歴史的資源である文化財について、国の支援制度を活用し修理・修復を行うなど、「地域のたから」として再生し、保存します。

取組	H30年度						H31年度						事業完了予定				
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1
① 道立高等学校及び特別支援学校の復旧	応急・復旧工事						復旧工事						H32.3				
	調査・実施設計																
	国への協議			災害査定													
① 私立学校施設の復旧	災害査定						復旧工事に係る国庫補助申請事務						H32.3				
	復旧工事																
① 社会教育施設の復旧	国への協議			特定地方公共団体指定			災害査定			国庫補助申請						H32.3	
	復旧工事																
① 早来中学校など市町村立学校等の復旧	災害査定						市町村立学校等の復旧に係る国庫負担・補助申請等事務						H32.3				
	復旧工事(市町村)																
① 社会体育施設の復旧							社会体育施設の復旧に係る補助申請への助言・支援						H32.3				
① 廃棄物処理施設の復旧							被害を受けた廃棄物処理施設の復旧事業						H32.3				
① 医療施設の復旧	国への協議			災害査定			復旧工事(医療施設等) ※原則年度内、やむを得ない場合のみ繰越						H32.3				
	復旧工事(社会福祉法人等)																
① 社会福祉施設の復旧	移転改築以外			国への協議			災害査定			復旧工事						H32.3	
	移転改築(特別養護老人ホーム豊厚園)						国への協議			災害査定			復旧工事				
	移転改築(障害者支援施設厚真リハビリセンター)						国への協議			災害査定			復旧工事				
	移転改築(特別養護老人ホーム過分陽光苑)						国への協議			災害査定			復旧工事				
							国への協議			災害査定			復旧工事				
② 道有施設等の修繕							「開拓の村」建造物の修繕						H31.11				
② 文化財の復旧							地方創生に資する文化財の再生活用に係る助言・支援						未定 ※被災者の状況に応じて対応				
							文化財所有者への指導助言・国との連絡調整										
	国庫補助申請			文化庁審査			復旧工事(市町村等)										

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(3) 地域産業の持続的な振興
ア 農林水産業の産業基盤の強化

【主な取組】

- ① 山腹崩壊等により農地に大量に堆積した土砂・流木の撤去や、被災した用水路・排水路、農道などの生産基盤の速やかな復旧を図るため、関係機関と協議・調整を行いながら、農地・農業用施設の復旧に取り組みます。
- ② 被災した営農施設等や農業共同利用施設の復旧に取り組む農業者や農協等に対し、国の補助事業を最大限に活用して支援を行います。
 また、特に甚大な被害を受けた農業者に対しては、市町村と連携して道の上置き支援を行うなど、農業経営の早期再建を図るとともに、産地の収益力強化と担い手の経営の発展を推進します。
- ③ 甚大な被害のあった森林の再生に向けて、治山施設の整備や林道の復旧を計画的に進めるとともに、関係機関が連携して植栽や播種など効率的な森林の造成方法の検証を行いながら、森林の整備を着実に進めます。
 また、林業事業者及び木材加工工場の継続的な生産活動を確保するなど、地域林業の復興を図ります。
- ④ 被災した漁港施設の復旧を図るなど、漁業経営の安定・強化を図ります。
- ⑤ 地域の特性やニーズに配慮しつつ、被災した農業者や漁業者、森林所有者を対象に、技術指導や経営相談を行うとともに、被害木の撤去や有効活用についても検討を進めるなど、農林水産業の再生と経営体質の強化を図ります。

取組	H30年度						H31年度						事業完了予定						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3
① 農地・農業用施設等の復旧	災害復旧事業(農地・農業用施設)(事業主体:北海道・市町・土地改良区)																		H33.3
	災害査定	復旧工事																	
	災害関連農村生活環境施設復旧事業(事業主体:町)																		H32.3
	災害査定	復旧工事																	
② 営農施設・農協等施設被害への対応	被災農業者向け経営体育成支援事業(事業主体:市町村)																		H32.3
	被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕																	
	農業共同利用施設災害復旧事業(事業主体:農業協同組合)																		H32.3
	被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕																	
強い農業づくり事業(事業主体:市町村・農業協同組合)																		H32.3	
被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕																		

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定				
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	
③ 森林・林業被害の復旧	林地の復旧(治山事業)																			
	調査、事業決定	測量・設計		復旧工事										H32.3						
	事業計画			測量・設計、復旧工事(公共)										H36.3 目途						
	治山施設の復旧																			
	調査、災害査定	事業決定、設計		復旧工事										H33.3						
	林道の復旧																			
	被害調査	災害査定		復旧工事										H34.3 目途						
	森林の造成																			
	植栽や播種などの効率的な復旧方法の検証																			H35.3 目途
	森林整備事業を活用した被害木の搬出・森林の造成																			未定 ※森林所有者の状況に応じて対応
林業・林産施設の復旧																				
要望調査	要領等作成(国・道)	復旧工事等の実施										H31.6								
特用林産施設等の復旧																				
要望調査	要領等作成(国・道)	復旧工事等の実施										H31.9								
④ 漁港施設の復旧	国協議	災害査定	現地調整	復旧工事										H33.3						
⑤ 農林漁業者への技術指導・相談対応等	技術対策資料の発信、技術支援・助言																		未定 ※被災者の状況に応じて対応	
	飼養衛生管理の巡回指導																			
	被災状況の確認・技術指導等(林業)																			未定 ※被災者の状況に応じて対応
	被災森林所有者戸別訪問による状況説明・意向調査等			森林所有者の意向を踏まえた技術支援																
	被害木の有効活用																			
	山腹崩壊箇所(道路、河川、農地、林地)の復旧における倒木等の有効活用																			復旧工事完了まで
	原木しいたけ用ほだ木の確保																			
	供給可能量の調査 生産者団体との情報交換																			H32.3
被災状況の確認・技術指導等(水産業)																				
被災状況の確認・技術指導、対策会議			技術指導等										H32.3							

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組
(3) 地域産業の持続的な振興
イ 商工業や観光の振興

【主な取組】

- ① 経営に影響を受けている事業者のニーズ等に配慮しつつ、各種の融資制度により、中小企業者の経営基盤の回復と経営の再建を図ります。
- ② 地域活力の再生を目指し、事業者の目線に合わせたきめ細かな経営相談や指導などを行い、小規模企業の経営体質の強化や事業の承継の円滑化、創業等の促進を図ります。
- ③ 被災市町村における地域の特色を活かした交流人口の拡大やまちの賑わいの創出に向けて、文化や芸術、スポーツ・イベントなどに対して支援を行います。
- ④ 道産品の販路拡大に向けて、国内外の「どさんこプラザ^{*1}」を活用した、テスト販売やマーケティングサポートを行うとともに、民間企業と連携した個別相談会や商談会を開催します。
- ⑤ 道産食材を活用した高品質商品や機能性食品の開発など、道産食品の高付加価値化に向けた取組に対して支援を行います。
- ⑥ 災害時等におけるSNSを活用した迅速な情報発信や、観光客のスムーズな帰宅・帰国等に向け緊急的な支援を行うための「観光客緊急サポートステーション^{*2}」を開設し、多言語による相談対応等を行います。
- ⑦ 道のホームページやツイッターのほか、海外事務所などを通じて、本道観光の安全性を国内外に情報発信します。
- ⑧ 「北海道ふっこう割」終了後においても、観光需要の持続的な回復・喚起を図るため、官民連携の下、国内外に向けたプロモーションを集中的に実施します。

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1
① 「中小企業総合振興資金」による貸付け	事業実施						事業者の資金ニーズ等を勘案した取扱いの延長についての検討(6か月ごと)			事業者の資金ニーズ等を勘案した取扱いの延長についての検討(6か月ごと)						H32.3 ※事業者の資金ニーズ等を勘案して対応	
② 支援施策説明会・移動相談会の実施	・支援策周知 ・説明会・移動相談会実施		・フォローアップ (個別企業訪問)				事業実施									未定 ※被災者の状況に応じて対応	

*1 どさんこプラザ：北海道が設置するアンテナショップ

*2 観光客緊急サポートステーション：災害等で一定期間にわたり、帰宅・帰国等のための離道が困難な観光客の発生が予想される場合に開設し、必要に応じて最大24時間態勢で多言語による相談対応等を実施

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
② 被災地の小規模企業の販路開拓支援				1次募集分への支援			2次募集分への支援									H32.3 (繰越による支援実施)			
③ 文化・芸術・スポーツイベントへの支援	被災市町村のイベント等への支援															未定 ※被災市町村の状況に応じて対応			
④ 道産品の販路拡大に向けた取組	テスト販売、マーケティング支援															未定 ※終期を定めず継続的に実施			
⑤ 道産食品の付加価値向上に向けた取組	高品質商品、機能性食品等の開発支援															未定 ※終期を定めず継続的に実施			
⑥ 災害時の体制整備	SNSを活用した迅速な災害情報等の発信 観光客緊急サポートステーションの設置															未定 ※余震や来道観光客の状況に応じて対応			
⑦ 安全情報の発信	多様なツールを活用した安全情報を発信															未定 ※余震や来道観光客の状況に応じて対応			
⑧ 国内外でのプロモーション活動							春の北海道キャンペーンの実施												H31.5

2 大規模停電等に伴う影響への対応

(1) 食と観光の早急な需要回復

ア 道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開

【主な取組】

- ① 道産品の販路拡大に向けて、国内外の「どさんこプラザ」を活用した、テスト販売やマーケティングサポートを行うとともに、民間企業と連携した個別相談会や商談会を開催します（再掲）。
- ② 道産食材を活用した高品質商品や機能性食品の開発など、道産食品の高付加価値化に向けた取組に対して支援を行います（再掲）。
- ③ 災害時等におけるSNSを活用した迅速な情報発信や、観光客のスムーズな帰宅・帰国等に向け緊急的な支援を行うための「観光客緊急サポートステーション」を開設し、多言語による相談対応等を行います（再掲）。
- ④ 道のホームページやツイッターのほか、海外事務所などを通じて、本道観光の安全性を国内外に情報発信します（再掲）。
- ⑤ 「北海道ふっこう割」終了後においても、観光需要の持続的な回復・喚起を図るため、官民連携の下、国内外に向けたプロモーションを集中的に実施します（再掲）。

取組	H30年度						H31年度									事業予定			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
① 道産品の販路拡大に向けた取組	テスト販売、マーケティング支援																		未定 ※終期を定めず継続的に実施
② 道産食品の付加価値向上に向けた取組	高品質商品、機能性食品等の開発支援																		未定 ※終期を定めず継続的に実施
③ 災害時の体制整備	SNSを活用した迅速な災害情報等の発信 観光客緊急サポートステーションの設置																		未定 ※余震や来道観光客の状況に応じて対応
④ 安全情報の発信	多様なツールを活用した安全情報を発信																		未定 ※余震や来道観光客の状況に応じて対応
⑤ 国内外でのプロモーション活動	春の北海道キャンペーンの実施																		H31.5

2 大規模停電等に伴う影響への対応
(2) 大規模停電等による産業被害への対応
ア 中小企業の振興

【主な取組】

- ① 経営に影響を受けている事業者のニーズ等に配慮しつつ、各種の融資制度により、中小企業者の経営基盤の回復と経営の再建を図ります（再掲）。
- ② 地域活力の再生を目指し、事業者の目線に合わせたきめ細かな経営相談や指導などを行い、小規模企業の経営体質の強化や事業の承継の円滑化、創業等の促進を図ります（再掲）。
- ③ 大規模停電の経験や復旧・復興の過程で得た教訓を踏まえ、自然災害など緊急事態に遭遇した場合においても、中核となる事業の継続や早期復旧が可能となるよう、「BCP（事業継続計画）^{*1}」策定に向けた支援を行い、中小企業の経営基盤を強化します。

取組	H30年度						H31年度									事業完了予定	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1
① 「中小企業総合振興資金」による貸付け	事業実施						事業者の資金ニーズ等を勘案した取扱いの延長についての検討(6か月ごと)			事業者の資金ニーズ等を勘案した取扱いの延長についての検討(6か月ごと)						H32.3 ※事業者の資金ニーズ等を勘案して対応	
② 支援施策説明会・移動相談会の実施	・支援策周知 ・説明会・移動相談会実施		・フォローアップ (個別企業訪問)				事業実施									未定 ※被災者の状況に応じて対応	
② 被災地の小規模企業の販路開拓支援	1次募集分への支援						2次募集分への支援									H32.3 (繰越による支援実施)	
③ 中小企業のBCPの策定支援	相談対応・セミナー開催						事業実施									未定 ※終期を定めず継続的に実施	

*1 BCP（事業継続計画）：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画

2 大規模停電等に伴う影響への対応
(2) 大規模停電等による産業被害への対応
イ エネルギー供給等の強靱化

【主な取組】

- ① 酪農施設等における電力供給機能を確保するため、地域単位で非常用電源を確保する取組を推進します。
- ② 災害時や停電時における石油製品の安定的な供給を確保するため、ガソリンスタンドにおける自家発電設備の整備に対する支援を推進します。
 また、災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要な施設のリストを取りまとめ、石油関係団体と共有するとともに、燃料供給要請ルートを整備、周知し、今後の災害時における円滑な燃料供給体制の構築に向けて取り組みます。
- ③ 新エネルギー導入加速化基金^{*1}などを活用し、災害時には自立型となり得るエネルギー地産地消の取組に対する支援を行います。
- ④ 発電所停止による大規模停電を回避するなど電力の安定化や多様なエネルギー資源に恵まれた本道の再生可能エネルギーの導入拡大、我が国全体のエネルギーミックス^{*2}の実現に寄与するとの観点から、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や効率的な運用、北本連系設備の更なる増強が図られるよう、引き続き国等に要望します。

取組	H30年度						H31年度						事業完了予定						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3
① 非常用電源の確保 (畜産農家)	事業実施																		H32.3
② 石油製品の安定的な供給の確保	自家発電設備の整備(ガソリンスタンド)																		H31.11
	事業実施																		
③ エネルギーの地産地消の取組	燃料供給体制の構築																		H32.3
	関係機関との調整			重要施設のリスト取りまとめ			重要施設のリスト共有、燃料供給要請ルートの周知・運用												
④ 電力の安定供給に向けた国等への要望	北本連系設備など電力基盤の増強について国等に要望																		未定 ※要望の措置状況に応じて対応

*1 新エネルギー導入加速化基金：エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、北海道における新エネルギーの導入等の加速化を図るための基金
 *2 エネルギーミックス：経済産業省が平成27年7月に決定した、2030年の長期エネルギー需給見通し

IV 復旧・復興の推進

1 道の推進体制

道における復旧・復興対策は、知事を本部長とする「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」の下、庁内関係部局が一体となって推進します。

[参考：復旧・復興推進本部の概要]

■ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部

- 構成：知事（本部長）、副知事、本庁各部長 等
- 設置：平成30年11月22日
- 所掌：被災地域の復旧・復興の推進
被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整
- 事務局：総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室

■ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部

- 構成：胆振総合振興局長、副局長、各部長 等
- 設置：平成30年11月22日
- 事務局：胆振総合振興局地域創生部地域政策課

2 被災市町村への支援

被災自治体が行う今後の本格的な復旧・復興対策に対応するため、道内外の自治体の協力も得ながら、職員派遣等の人的支援を行います。

また、現地連絡調整会議を通じた被災自治体間の情報共有や復興計画の策定支援、過去の災害における各種支援制度の活用事例等の提供など、効果的かつ効率的な事務の執行に向け、様々な手法を用いて幅広く支援を行います。

3 国や関係機関・団体等との連携

今回の地震では、大規模な山腹崩壊や土砂流出による影響が、道路や河川、農地等の産業基盤など広範囲に及び、かつ複合的なものとなっており、復旧・復興対策の円滑な実施に向けては、国に対し必要な支援制度などを要望するとともに、関係機関等による一層の連携強化を図ることが必要です。

事業の執行に際しては、国や道が設置する復旧・復興に向けた推進本部への相互参画をはじめ、被災森林の復旧方法などの検討を行う「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」や建設発生土の有効活用等について検討を行う「土砂調整会議^{*1}」の開催など、関係機関等が緊密に連携し、より効果的かつ効率的な事業の実施を図ります。

*1 土砂調整会議：北海道開発局・北海道・厚真町による復旧工事での建設発生土について、有効活用や受入地等について、連携・意見交換を行うための会議

V 復旧・復興対策のフォローアップ

1 ロードマップによる推進管理及び情報提供

この方針の5つの取組方向に基づき実施する復旧・復興対策は、具体的な取組内容や進捗状況などを整理したロードマップを策定し、着実な推進管理を行います。

また、ロードマップは毎月更新し、道のホームページなどを通じて、広く情報提供します。

2 復旧・復興方針の見直し

この方針は、地元と共に進める中長期の視点に立った復旧・復興対策を、計画的に推進することを明らかにするものであり、その実現に向けては、刻々と変化する被災地の実情やニーズを的確に反映することが必要です。

また、北海道防災対策基本条例に基づき実施している「平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会^{*1}」では、今回の地震災害における災害応急対策等を検証し、将来の災害に備えて、道及び市町村の地域防災計画や強靱化計画等に反映させることとしています。

この方針は、こうした復旧・復興対策の進捗状況や災害検証結果への対応などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

*1 平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会：平成30年北海道胆振東部地震に係る防災対策等についての検証を行うための委員会